

補助金調書

| | | | | | |
|---|---|--|------|--------------|----------------------------------|
| 補助金名 | 私道整備費補助金 | | | 担当課 (連絡先) | 道路下水道局管理部維持管理課 (TEL 711-4488) |
| 交付先 | <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体 | 私道の舗装等を行う者 | | 区分 | 建設費に対する補助金 |
| 交付先決定方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募 | (公募の場合) 公募時期 | 随時 | | |
| (公募の場合) 応募要件 | 私道もしくは私道に隣接するすべての土地の所有者、または私道に隣接する土地に存するすべての家屋の所有者もしくは居住者、あるいは障がい福祉施設の責任者(以下「私道の所有者等」という)で、当該私道の工事を行おうとする方 | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | | | | | |
| 補助開始年度 | 昭和52 | 年度 | 経過年数 | 47 | 年度 |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | 公道として設定することが困難な私道の舗装及び側溝の新設等に関する工事(通学路に係る私道については、道路反射鏡の設置工事を含む。)及び、急勾配または階段を有する私道については、手すりの新設工事を行う者に対し、工事費の一部または全部を助成し、もって生活環境の整備促進に寄与することを目的とする。 | | | | |
| 補助金の終期 | 令和6 | 年度 | 延長回数 | 2 | 回 |
| 終期を延長する理由 | 一般交通の用に供する私道は、重要なインフラであり、今後も高齢化や市民の道路への要求の高度化も鑑みると、安全・安心な通行空間の整備は必要であり、必要性・公益性は薄れていないため。 | | | | |
| 交付対象経費及び補助金の算定方法等 | <input type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率 <input checked="" type="checkbox"/> その他 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 助成金の上限額は、工事予定総額または道路下水道局長が別に定める基準により算定した額のうち、安価な額の2分の1に相当する額とする。ただし、通学路及び障がい福祉施設に係る私道助成については、全額とする。 | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 件 | 1 件 | 0 件 | 3 件 | |
| | 3,000 千円 | 3,388 千円 | 0 千円 | 6,741 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | ○早良区飯倉4丁目 私道整備 アスファルト舗装 231.0㎡ | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 生活環境の向上に寄与する | | | | |

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。